

立命館大学法学部ニューズレター

第15号



Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

目次

日本公法学会報告記	安本典夫	2
国際共同研究『ポーダレス社会における犯罪現象と刑事法』 の一環としての国際共同研究会および公開シンポジウムの実施	上田 寛	4
京都弁護士会と立命館大学法学部との学术交流協定を締結	和田真一	6
博士論文執筆を振り返って	塩谷 毅	8

日本公法学会報告記

安本 典夫

1998年度の日本公法学会の統一テーマは、「人権の観念と主体」、「災害と公法」の2つをたてて、10月10・11日に成城大学で行われた。

後者のテーマの報告は、阿部泰隆「大震災対策における(憲)法解釈と法政策」、小山剛「震災と国家の責務」、工藤達朗「自然災害からの保護を求める憲法上の権利」、坂和章平「災害と都市計画法制の見直し」、大田直史「災害応急対策の組織・体制の課題」、そして私の「災害復興と法 災害復興まちづくりに焦点をあてて」であった。

阿部教授の報告が憲法的論点提起を含めての、そして私が行政法的な視点からの、いずれも総括的な報告を求められていたこともあって、次のような、ちょっとよくばった構成にしてみた。

- 一 はじめに
 - 1 「災害」の定義
 - 2 各災害の固有性と阪神・淡路大震災の特徴
 - 3 法的課題と本報告の課題
- 二 災害対策・災害復興の体系
 - 1 災害対策の体系
 - 2 災害復興対策
- 三 「災害復興まちづくり」の手法
 - 1 防災都市計画
 - 2 災害復興まちづくりの手法の展開
- 四 災害復興まちづくり事業の展開とそこで
の法的課題
 - 1 土地区画整理事業の構成と原理の転換
 - 2 共同建替事業の法制化の課題と事業法シ

ステムの見直し

五 事業・施策の選択とそのプロセス

- 1 事業実施の「プロセス」論と建築制限
- 2 災害復興のプロセス構築の基本的な考え方

六 まとめにかえて 行政法理論と事業法

このような構成にした第一の意図は、「災害法」の体系を構想してみたかったからである。

「公害法」は、一つの体系を構成すると、最近ではほぼ認められるに至ったといつてよいだろう。もっとも、それがどういう意味で法体系なのか、固有の法原理は何で、それがどう各所で展開しているのか、と問い詰めるとあいまいな点は残っているのも確かだ。しかし、次第にそれも明確にされつつある。いずれにせよ、災害法はどうか、この構築を試みようとしたのである。

「事故」から「災害」を区別するのは、コミュニティを含む「社会システムの損壊」だろう。そうだとしたら、社会システムの損壊と、復興におけるその価値の重視に災害法の特徴の1つがあるのではないか。

応急対策の段階での「危機管理」ではそれはどう考慮されるか。

仮設住宅・災害復興公営住宅等の入居者決定における公正性の内容の1つに、この価値がどう入りうるか。

道路が幅2m前後しかなく、敷地面積が非常に小さいような地域では、敷地を削って道路を広げると(建築基準法上は4mないと建築できない)人が住める敷地にならない、という状況の下では、区画の整理とか建物の共

同化などが必要になるが、そこでの事業遂行の正当性の根拠に、これはどう機能するか。

さらに、災害の特徴として「突発性」がある。これに因る独特の制度・論理の構成の要請は、災害応急対策の段階では、いわゆる「危機管理」の問題として現れるが、それ以外の段階でもいろいろな形をとって現れるのではない。

たとえば、復興過程における意思形成の特徴としても現れてこないか。通常の事業であれば、時間をかけて計画を練り、決定し、それを遂行するのであるが、災害復興では、あるところまでは意思を固めると次の段階に進み、具合が悪ければ軌道修正をする、このような進み方もありうるのではないか。

しかし、考えてみれば、これは事業すべてにあてはまることでもある。災害復興では、それがひととき鋭く現れるということではないか。この目からみると、どうも、従来の行政法制度・理論は、規範・計画等の正式決定とその施行、という固い枠でとらわれすぎていたともいえる。規制行政はそのような構成に比較的なじむが（計画にもとづく規制、ということになれば、そうはいいきれない面もあるだろうが・・・）、事業法は別の独自の枠組みが必要ではないか。

最後に「まとめにかえて 行政法理論と事業法」としたのは、そのような意図があった。

もともと、日本の都市法制は、規制については、基本的には膨張のコントロールであ

り、事業も、土地区画整理事業にしても市街地再開発事業にしても、基本的には、地価上昇を前提として組み立てられている。複雑な社会問題をはらんだ市街地内部を、コンセンサスを形成しながら権利関係を調整しつつ改善を進める、そういう都市の管理・改善の法制が、基本的に欠けていた。そういう都市法制のもつ構造的な欠陥が、今次震災で露呈された。

また、今次震災復興まちづくりの特徴として、次の点がある。第1に、多様な手法が使われた。第2に、住民の主體的取り組みが見られた。評価についてはいろいろ議論はあるが、まちづくり協議会がその例である。

第3に、専門家支援が広範に見られた。したがって、今次大震災をつきつめて考える中で、上記の問題を考えることができる、といえるように思う。

ただ、夏休み前提出の上記のレジユメの内容のすべてが、学会までに詰め切れたわけではない。特に事業法の理論枠組みの展開は不十分だった。材料の膨大さにひきずられて、理論化が未成熟なものに終わった、というのが正直な実感である。学会での報告としては、震災・災害という材料についての具体的知識を前提としないで議論できるような、理論化・抽象化が必要であった。

そのためか、討論でも、行政法研究者から若干の質問を頂いたにとどまり、議論の多くは、自己決定モデルの下で「災害に対する国家の責務」「自然災害からの保護を求める権利」がなぜなりたつか、などの点についてなされた。（やすもと・のりお 行政法）

国際共同研究

『ボーダレス社会における犯罪現象と刑事法』 の一環としての 国際共同研究会および公開シンポジウムの実施

上田 寛

今次国際共同研究のモチーフと年次計画

欧米や日本など先進工業諸国は、ポスト冷戦期、ボーダレス社会の到来によって、共通に各種のテロ組織・新マフィアの暗躍、難民の大量流入に関連する諸犯罪と社会不安に直面している。これらは国家的な枠組みを超える性格を持ち、宗教・民族対立、ソ連・東欧諸国の経済崩壊、中国経済の混乱、第三世界の貧困等を背景とするものであるが、この新しい犯罪現象により伝統的な刑事司法システムとくに西欧型のそれは正面からの挑戦を受け、社会システム全体の動揺とあいまって、問題解決への新しいアプローチの開発を迫られている。

法学部では、公法および刑事法部門に属する教員を中心に、この問題に関する国際共同研究が計画され、文部省科学研究費の交付を受けて1997年度より3年計画で実施されている。この研究では、アメリカン大学ロースクール (Washington College of Law) の関係教員をはじめとする問題関心を同じくする日米研究者の共同研究を通じて、問題の規模と性格を解明し、倫理上・政策上の課題とその解決に向けた理論的・法政策的な枠組みを構築することが目指されている。

国際共同研究会

本年11月2日、第2年次の研究作業の一環として、アメリカ側研究組織の主要メンバーお

よびカナダの関係研究者を本学に招聘し、合同研究会が開催された。この研究会には、法学部と交流のある中国・人民大学法学院からも研究者の参加が得られた。

アカデミア立命21において開催された共同研究会においては、法学部長の挨拶の後、以下の各報告および特別報告が行われた。

Prof. Robert Dinerstein, (Washington College of Law)

"Crime in the Borderless Era: The Current Situation"

Prof. Brian Tkachuk, (UBC International Center for Criminal Law Reform and Criminal Policy)

"Recent International Efforts to Address Transnational Crime"

Prof. Kan Ueda, (Ritsumeikan University College of Law)

"Recent Crime Situation and Criminal Policy in Japan"

Prof. Feng Jun (People's University College of Law, China)

"Organized Crime in the New Criminal Code of China"

Prof. Richard Wilson, (Washington College of Law)

"Using International Human Rights Law and Machinery in Defending Borderless Crime"

Cases"

Prof. Brian Tkachuk, (UBC International Center for Criminal Law Reform and Criminal Policy)

"Meeting the Challenges of Violent Crime - A Canadian Perspective"

Prof. Katzuyoshi Ikuta, (Ritsumeikan University College of Law)

"Political Corruption and Business Crime in Japan"

これらの報告は、Feng教授のそれを除き、英語で行われた（Feng教授の特別報告については、その内容を英語に通訳した）。

これらの報告、そしてそれに続く報告者相互間、その他の研究会者との間の討論によって、問題の意義と広がりなどが共通して確認された。

まずアメリカン大学ロースクールのDinerstein教授によって、Borderless Crime、Transnational CrimeおよびInternational Crimeという各概念のそれぞれ内容の明確化が必要であることの指摘がなされた上で、諸外国からの雑多な流入人口を抱えるアメリカの問題状況が報告され、カナダからは国際刑事政策センターのTkachuk教授によって、グローバル化の進行に伴い個別国家の刑事法制が限界に近づいており、犯罪対策の分野でまさに国際的な共同が求められているとの立場から、国境を越えての銃器の流入を中心にカナダにおける問題状況が詳細に報告された。日本の問題状況については上田が、伝統的な犯罪抑制要因の弱体化と検挙率の低下などの犯罪情勢の変化、少年非行問題の深刻化とオウム事件の衝撃、来日外国人による犯罪の増大等を中心に報告し、それらの根底には日本社会の変化と近隣諸国の経済状況の悪化が存在することを指摘した。

中国人民大学の馮教授からは、中国新刑法典(1997)における組織犯罪対策に向けられた諸規定の内容を中心として報告がなされた。

各国が直面する犯罪および刑事司法の諸問題のうち、トピックとして取り上げられたのは、アメリカン大学ロースクールのWilson教

授による「国際人権法および国際人権機構を用いたボーダーレスな刑事事件の弁護」、Tkachuk教授によるカナダにおける暴力犯罪への対応、そして本学の生田勝義教授による「日本における政治腐敗と経済犯罪」についての、各報告である。それらをめぐっては、たとえば、イギリス当局によるピノチェト元チリ大統領の逮捕問題の評価、暴力犯罪の根絶に向けての銃規制の重要性と困難さ、日本経済の構造的特質と腐敗が経済犯罪に及ぼす影響、などについての活発な論議が交わされた。

公開シンポジウム「刑事弁護の保障とは何か 被疑者国選弁護制度の実現をめざして」

11月4日には、アカデミア中野ホールを会場として公開シンポジウム「刑事弁護の保障とは何か 被疑者国選弁護制度の実現をめざして」が開催された。

シンポジウムでは、まず、コーディネータをつとめる久岡康成教授より、シンポジウムの背景としてのわが国の刑事司法が抱える諸問題についての概略説明があり、次いで以下の報告が行われた。

アメリカにおける法律扶助のシステム：A.Davis (Washington College of Law) カナダ、ブリティッシュコロンビアにおける刑事法律扶助：D. Egleston (UBC, Law School) 日本における当番弁護士活動と被疑者国選弁護制度への展望：浦 功 (日弁連刑事弁護センター委員長)

被疑者国選弁護制度をめぐっては、すでにわが国では各地で弁護士会による当番弁護士活動が展開され、日弁連の制度案も公表されており、問題が具体的かつ当面のものであるだけに、アメリカおよびカナダの、それぞれの歴史的伝統を踏まえた弁護権保障システムの説明は聴衆の興味に応えるものであり、また、浦委員長の報告にも具体的な質問が寄せられるなど、学生中心とした多数の聴衆の参加と充実した討論が行われた。

研究成果の公表準備など

今回の国際共同研究会および公開シンポジウムは、最初にも書いたとおり、3年計画での共同研究の一環であり、全体としての総括と評価はなお先のこととなる。しかし、今回各

参加研究者の寄せた研究レポートはそれ自体としても価値があると思われるので、事務局としては、Ritsumeikan Law Reviewなどへの掲載紹介を準備中である。

(うえだ・かん 刑事法)

京都弁護士会と立命館大学法学部との 学術交流協定を締結

和田 真一

協定の概要

1998年10月28日に、かねて協議が進められてきた京都弁護士会と立命館大学法学部との学術交流協定が、京都弁護士会館において調印されました(協定全文は、立命館学園広報UNITASの310号34-35頁に掲載されています)。

この協定は、京都弁護士会と法学部のそれぞれが蓄積してきた教育、研究、法律実務に対する力を出しあって、研究、教育の両面において交流をいっそう促進するために締結されたものです。

具体的には、双方の刊行物の交換、研究会やシンポジウムの共同開催、そのための施設利用の便宜供与、講師派遣や学生受け入れなどによる広い意味での法曹教育への相互協力を内容としています。

とりわけ協定締結の協議と同時に具体化が進んだのは、以下に詳細に触れますように、弁護士会から法学部への講義担当者の派遣です。

これまでの実務界との交流

すでに法学部ではさまざまな法曹界との交流を行ってきましたし、大学・大学院での教育にも法曹界からの協力を仰いできました。例えば、本学OBの弁護士の方々による学部

での講義担当、大学院司法専修コースで法曹をめざす学生への指導は大きな実績を上げてきました。2年前から導入した2回生後期を対象とする「法務実習プログラム」や「法務実習司法書士プログラム」(大学の教室を飛び出して事務所等で直接に指導を受ける一種のインターンシップの試み)にも関係の方々に変な尽力を頂いており、学生にもきわめて好評です。また春の模擬裁判はとりわけ1回生の法律学習への動機付けに役立っています。さらに、98年春に実現の運びとなった京都地方裁判所からの陪審法廷の移設受け入れと教学への活用も、このような法学部の取組の一環です。

99年度の教学改革

法学部ではこれまでも法曹の養成を学部教学の一つの柱としてかかげてきました。しかしながら、法学部をとりまく社会経済環境の変化、司法試験改革を初めとする法曹養成制度の見直しの動きは、あらたな対応を迫るものとなっています。今日の法学部が果たす社会的役割は法曹の養成のみにとどまるものではないことも、今日の司法改革等をめぐる動きの中に大学としては批判的に検討すべき内容が含まれていることも言うまでもありません。しかしその上で、従来以上に法曹養成

の分野に積極的に展開を図る必要があるという認識は、われわれに共通のものとなってきていると言えます。

そこで、法学部では94年度から実施してきた現行のカリキュラムの改革を行い、これを99年度新入生から適用するべく準備を進めてきました。特に法曹養成に関わっては、現在の「司法コース」を「司法専攻」として目的をより明確化します。そして「司法専攻」の中に「法律学特修コース」を設けて、昼夜相互履修の導入などにより履修の融通性を高めることで、目的意識の高い学生層に法律科目をより主体的に修得できるようにします。また大学院の司法専修コースや学部のカリキュラムとエクステンション事業との連携を再度見直して、より効果的なものにするのも改革の視点の一つになっています。

本協定に基づく開講科目

学部改革の話が長くなりましたが、この改革の動きと、今回の京都弁護士会との学術協定が繋がって、新しいカリキュラムの中で、司法専攻2回生前期配当の「司法セミナー」（新カリキュラムによる新設科目）と大学院司法専修コースの「ユープンク」の担当が実現することになったわけです。

現役の弁護士の方に担当いただく「司法セミナー」は、司法専攻（法律学特修コースを除く）の学生に、司法過程や裁判をめぐる現実の様々な問題と理論的問題を豊富な実務経験にもとづいて提示し、司法専攻の学生が獲得すべき学習課題を明らかにしていく講義となる予定です。他方の「ユープンク」は、例えば民法や刑法の解釈論上の重要論点や新しい重要判例などを演習形式で深める科目です。

もっとも、大学院については早速来年度より協定に基づいて開講を始めますが、「司法セミナー」の方は来年度入学生の2回生時である2000年度が開講初年度になりますので、1999年度に限っては「社会における法の実現」というテーマの下、「法政特殊講義」を本協定に基づく科目として開講します。

本協定に基づくこれらの講義の担当は、大

学からの一方的な講師委嘱でも弁護士会からの一方的な講師派遣でもない点に特色があります。つまり、担当科目は双方で話し合いを持って決定し、各科目の講義内容やシラバスについても知恵を出し合って、より良いものを継続的に追求していきたいと考えています。そして、このように毎年度毎に講義内容を詰めてゆき、その都度相応しい弁護士の方を弁護士会より候補者として推薦していただいて、大学が講師委嘱を行うという方法を採用しています。

現在、99年度に開講される講義内容の詰めと担当者の決定作業を進めているところで、法学部としてもはじめての試みではありますが、良い経験を積み重ねて、学生に法律を学ぶ意欲をかき立て、客観的な成果を生むものに是非したいものと考えています。

さらなる展開

今後も法学部は、教学の充実を図ってゆく一つの方法として、さまざまな形で法曹界との交流を質量ともに増してゆくことになるでしょう。その全体の仕組みの中で京都弁護士会との協定による企画も充実したものとなるように育てていきたいと思っています。また、最初に紹介しましたように、学術協定の内容は講義の担当にとどまりませんので、来年度以降は協定にそって、様々な機会に発展の可能性を追求していきたいと思えます。

最後になりましたが、何度にもわたる協定締結のための協議にあたり、法学部の教学に対しよく理解を示していただいた京都弁護士会の寺田武彦会長、豊田幸宏、坂田均、飯田昭、山口義治副会長には、心から御礼申し上げますとともに、今後とも宜しくお願いを申し上げます。

（わだ・しんいち 民法）

博士論文執筆を振り返って

塩谷 毅

1998年10月3日(土)、立命館大学中川会館大会議室において博士号学位授与式があり、そこで私は博士号(法学)を授かりました。10年間もの立命館での研究の成果がこの博士号であり、大変感慨深いものでありました。

1989年4月に立命館大学法学部に入学した頃は、将来大学院に進み、刑法を専攻し、研究者を目指すことになるとは考えてもみませんでした。ただ、1回生の「法学入門」を受講して、漠然と「民事法」系の科目よりも「公法」系の科目に興味をもてると感じたにすぎませんでした。しかし、私は法律系のサークルに所属するわけでもなく、また司法試験などの国家試験を明確に目標にしていたわけでもありませんでしたので、学部の低回生の頃は専門の法律をがむしゃらに勉強するというよりは、むしろ一般教養に属するような書物を幅広く読むことに力を注いでおりました。

大学院への進学を明確に意識したのは、2回生の後期に、3回生から所属するゼミを選択するときでした。このころに、「峻厳な人権侵害である「刑罰」の賦課が正当化されるのは、どの範囲でなのか」という問題について、さらに深く専門的に研究してみたいという意識が芽生えました。

そこで、私は学部在学中は井戸田侃名誉教授の「刑事法ゼミ」に所属しました。私は、このゼミで、ある時「胎児傷害」をテーマに選び報告したことがあります。このテーマは、我が国では「熊本水俣病事件」でまず問題になったものであり、それ故「公害刑法」とも関連する興味深い論点でしたが、授業の討論では未だ十分に検討し尽くすことができ

なかったように感じました。

そこで、私は、このテーマを再度自分で納得がいくまで検討するために、卒業論文のテーマに選びました。卒業論文を執筆しているときには、既に大学院への進学が決定しておりましたので、この問題を手がかりに大学院での主要な研究テーマを設定することができないものかとも考えておりました。もっとも、結果的にはこのときの問題関心は、大学院に入学してからは相当変化することになりました。なお、このときの卒業論文は、『学生論集』に掲載していただくことができました。

大学院に進学してからは、生田勝義教授に師事しました。最初のころに、いまどのようなテーマにもっとも関心を抱いているのかを尋ねられ、「生命維持医療と刑法、特に安楽死・尊厳死論」に強い関心を持っていると回答しました。そうしたところ、教授は、そのような問題は「(刑)法学」以外にも「医学」や「哲学」「宗教学」など様々な学問分野に密接に関連するものであるから、大学院における研究は、将来それらのテーマをも研究していく際の手がかりになるような「刑法の基本的な論点」を扱った方がよいのではないかとおっしゃいました。そこで、私は、博士前期(修士)課程の頃は「被害者の承諾論」を中心に研究を進めました。「法益侵害に対して、被害者が特別な態様で寄与した場合における犯罪の成否」という問題意識は、以後もずっと今日まで一貫して私の中に流れております。修士論文は、「刑法における生命の自己決定について」と題して、ドイツとの比較法的観点から、これらの問題について私なりの考えを整理しました。

ところで、関西では、刑事法の大学院生はいくつかのインターカレッジの研究会で学ぶ機会が与えられています。その中の一つに、我が立命館大学に事務局を置く「刑法読書会」という研究会があります。この研究会では、外国文献の紹介を中心に、報告とそれをもとにした活発な討論が行われます。私も、大学院の修士の1回生の頃からこの研究会に参加させていただき、何度か報告させていただく機会を持ちました。このころ、報告した文献でいわゆる「危険の引き受け」を扱ったものがあり、それは「被害者の承諾論」からアプローチするものでありましたが、私はこれは「承諾」の問題ではないのではないかと考えておりました。

そこで、博士後期課程に進学してからは、修士の頃に見いだしたこの論点を中心に、博士論文を執筆していくことにしました。このような問題については、ドイツに既にいくつもの重要な判例や学説など研究の蓄積がありました。他方、我が国では若干の関連する先行研究はありましたが、それを直接扱った文献は少なく、また判例も存在しないといった状況でした。しかし、このような問題は我が国で実際に問題になり得ないわけでは決してなかったもので、綿密に検討していく価値があるものと私には思われました。この「危険のひきうけ」が、私の第一論文のテーマになりました。

私は、この問題を検討するにつれて、「被害者の自己答責性」の観点を重視すべきであると考えました。この観点は、結局、私の博士論文全体の「統一的なテーマ」になりました。

ところで、私が第一論文を執筆・公表した博士後期課程2回生の時に、我が国初の「危険引き受け」に関連する判例が出ました。この判例は学会でも非常に注目されたとみえ、多くの判例評釈が出されるに至りました。その判例評釈の中で、何人もの評者の先生から私の論文を引用していただくことができ、自分の研究がわずかながらでも意義を持ち得たのではないかと密かにうれしく思いました。

また、私自身も、第一論文とは別に、この判例について判例評釈を執筆し、『立命館法学』に掲載していただきました。

博士後期課程3回生の時には、以上の第一論文といわば車の両輪にあたる「自殺関与事例」の領域においても、「被害者の自己答責性」の観点が重要な意義を持ちうることを論証しようと思いました。これが私の第二論文です。

これらの二本の論文と一本の判例評釈が、私の博士論文になりました。

さらに、博士後期課程3回生の冬に、刑法学会関西部会（於：京大会館）で個別報告を行う機会を得ました。ここで、私は以上の大学院における研究の総決算として、「被害者の自己答責性について」と題して報告を行いました。

現在は、日本学術振興会特別研究員として、さらに自己の研究を深みのあるものにするべく努力しております。今後は、「被害者の自己答責性論」とともに、伝統的な「被害者の承諾論」の個々の論点についても、もう一度詳細に検討し、その成果を公表していきたいと思えます。

立命館大学大学院で学び、専攻を同じくする先輩、後輩との議論を通じて、学問的な刺激を受けたことは、私にとって大きな財産になりました。それは、博士論文の執筆にとって重要な意義を持つものでした。

今回の博士号の取得に関しては、刑法読書会などの研究会等を通じてお世話になった多くの諸先生方の御学恩抜きに語ることはできません。とりわけ、指導教授の生田教授と松宮教授には言葉に語り尽くせぬほどお世話になりました。今後の研究活動を通じて、少しでもこの御恩に報いていければと考えております。

（しおたに・たけし 刑法 / 日本学術振興会特別研究員 / 立命館大学法学博士）

法学部関連の主な学術交流・研究活動(1998年11月~1999年1月)

- 98年11月 2日 国際共同シンポジウム：
Crime and Criminal Justice in a Borderless Era
(ボーダレス社会における犯罪現象と刑事法)
Prof. Robert Dinerstein,(Washington College of Law)
"Crime in the Borderles Era: The Current Situation"
Prof. Brian Tkachuk,(UBC International Center for Criminal Law
Reform and Criminal Policy)
"Recent International Efforts to Address Transnational Crime"
上田 寛氏 "Recent Crime Situation and Criminal Policy in Japan"
Prof. Feng Jun (The Chinese Academy of Social Science Institute
of Law)
"The Crime Situation and Criminal Policy in China since the
enactment of the New Criminal Law"
Prof.Rechard Wilson,(Washington College of Law)
"Using International Human Rights Law and Machinery in Defending
Borderless Crime Cases"
Prof.Brian Tkachuk,(UBC International Center for Criminal Law
Reform and Criminal Policy)
"Meeting the Challenges of violent Crime -A Canadian
Perspective"
生田勝義氏 "Political Corruption and Business Crime in Japan"
(コーディネーター 上田 寛氏 大久保史朗氏 久岡康成氏)
- 98年11月 3日 国際学術交流研究会：歴史学者・「日本人的反戦運動」の著 孫 金科氏
「中国における日本人の反戦運動について」(通訳 宇野木 洋氏)
- 98年11月 4日 立命館大学法学会・公開シンポジウム：「公設弁護士制度(とくに被疑者に
対する)をめぐる」：
Prof. Angela J. Davis,(Washington College of Law)
「アメリカにおけるPublic Defender制度」；
Prof. Donald J. Egleston,(UBC, Law School)
「カナダ・ブリティッシュコロンビアにおけるCriminal Legal Aid」；
日弁連刑事弁護センター委員長 浦 功氏
「日本における当番弁護士活動と被疑者国選弁護士制度への展望」
(コーディネーター 久岡康成氏)
- 98年11月 6日 民事法研究会：竹濱 修氏「継続的契約の解消 - 金融機関等による顧客選択
の自由 - 」
- 98年11月13日 政治学研究会：柳原克行氏「カナダの連邦システムと地域代表 - 西部カナダ
を中心に - 」
-

- 98年11月18日 政治学研究会・現代ナショナリズム論研究会：南野泰義氏「北アイルランドの紛争の起源とその構造」
- 98年11月20日 公法研究会：木原正樹氏「国家の国際犯罪の法的効果」
- 98年11月20日 民法法研究会：伊藤敬也氏「法選択における権利と政策 - アメリカ抵触法理論の法理学的側面 - 」；金月伸哲氏「履行補助者問題の展望と課題」
- 98年11月27日 人文科学研究所 フランス法研究プロジェクト：蛭原健介氏「フランスにおける最近の憲法訴訟研究について」
- 98年11月27日 法政研究会：山下真弘氏「商法学からみた営業譲渡と労働契約関係」；渡辺千原氏「鑑定書の検討 - 医療過誤訴訟を素材として - 」
- 98年12月 4日 民法法研究会：石原秀起氏「減責と公平の理念についての考察 - 1960年代のドイツの議論を手掛かりにして - 」；原田智枝氏「履行不能理論史の研究」
- 98年12月 6日 人文科学研究所 国際化社会研究会：「各国の陪審制度の比較、および相互影響の研究 陪審法定に関する史料収集、陪審に関する研究動向の把握 - 陪審法廷の活用方法の把握をも目的として - 」
 関西学院大学法学部 丸田 隆氏「アメリカの陪審制度」
 大阪大学法学部 三成賢次氏「ドイツの陪審制度」
 香川大学法学部 栗原真人氏「イギリスの陪審制度」
 中村義孝氏「フランスの陪審制度」
 久岡康成氏「日本の陪審制度」
 （コーディネーター 大河純夫氏 渡辺千原氏）
- 98年12月11日 政治学研究会：中田晋自氏「ポスト・ドゴール期における地域政治・行政改革の攻防」
- 98年12月11日 人文科学研究所 現代史研究プロジェクト：吉村良一氏「戦後日本における環境政策と法の展開 - 1960年代～70年代を中心に - 」
- 98年12月15日 民法法研究会（修論構想報告）：武田美都子氏「寄与分の非課税問題について」；吉川佐和子氏「株式代表訴訟における和解」；角田敦史氏「特許法69条1項と医薬品製造承認申請のための試験」；林 仁暉氏「真正商品並行輸入について」；程 永氏「TRIPS協定から中国著作権関連法をみる」；堀江 健氏「特許出願の分割について」；谷峯寛規氏「障害者の労働権障」
- 98年12月16日 法学会主催国際学術セミナー：オクラホマ大学法学部教授
 ベーター・クットナー氏「アメリカにおける不法行為、損害および不法死亡」(通訳 堀田牧太郎氏)
- 98年12月18日 公法研究会（修論構想報告）：井出真也氏「同一の事項に関する相前後する条約の適用 - 条約法第条約30条について - 」；正實内美氏「介護保険制度の法的問題点についての考察」；大嶋 亨氏「行政指導の不作為と国家賠償責任」
- 98年12月18日 民法法研究会（修論構想報告）：金田豊樹氏「自然環境の保全と差止」；星野 涉氏「電子取引における契約の成立について」；嶋田祥明氏「取得時効」；今春 博氏「損害賠償の因果関係について」；谷川安德氏「権利資格保護要件としての登記」

- 98年12月25日 人文科学研究所 フランス法プロジェクト：長谷川秀樹氏「コルシカの特別地位に関する法（ジョックス法）をめぐって」
- 99年 1月 8日 人文科学研究所 国際化社会研究会：徳川信治氏「国際法における個人」
- 99年 1月11日 民法研究会：出口雅久氏「民事訴訟法における基本権の保障」；和田真一氏「法人・団体の『一般的人格権』」
- 99年 1月13日 人文科学研究所 消費者法研究プロジェクト：鹿野菜穂子氏「電子商取引をめぐる契約法上の問題」
- 99年 1月22日 公法研究会（修論構想報告）：田中達矢氏「小選挙区比例代表並立制の憲法上の問題」；雨宮美季氏「交通事故と信頼の原則」
- 99年 1月25日 人文科学研究所 消費者法研究プロジェクト：谷本圭子氏「『隔地者間契約における消費者保護に関するE指令』について」

法学部部門別定例研究会：法政研究会 / 公法研究会 / 民法研究会 / 政治学研究会

学術研究プロジェクト：国際学術交流研究会 / 人文科学研究所プロジェクト 国際化社会研究会
消費者法研究プロジェクト / フランス法研究プロジェクト / 現代史研究プロジェクト / 現代ナショナリズム論研究会 / 国際共同研究シンポジウム準備研究会 / 他

立命館大学法学部ニューズレター

第15号 (1999年1月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294